

第三十八回国会 衆議院 商工委員会議録 第十八号

昭和三十六年三月二十八日(火曜日) 午前十時五十八分開議

出席委員

- 委員長 中川 俊思君
- 理事内田 常雄君 理事岡本 茂君
- 理事長谷川四郎君 理事田中 武夫君
- 理事松平 忠久君
- 遠藤 三郎君 小沢 辰男君
- 海部 俊樹君 齋藤 憲三君
- 笹本 一雄君 野田 武夫君
- 林 博君 原田 憲君
- 村上 勇君 早稲田柳右エ門君
- 岡田 利春君 加藤 清二君
- 小林 ちづ君 中村 重光君
- 伊藤卯四郎君

出席國務大臣

- 通商産業大臣 椎名悦三郎君
- 出府府委員 通商産業事務官 (重工業局長) 佐橋 滋君
- 工業技術院長 後藤 以紀君

委員外の出席者

- 総理府事務官 (公正取引委員 会事務局経済部長) 小沼 亨君
- 専門員 越田 清七君

三月二十四日

委員加藤清二君辞任につき、その補欠として石村英雄君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員石村英雄君辞任につき、その補欠として加藤清二君が議長の名で委員に選任された。

三月二十四日

計量法等の一部を改正する法律案 (内閣提出第二三三号)(参議院送付) 同月二十七日 電気用品取締法案(内閣提出第一七〇号)(予) は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

計量法等の一部を改正する法律案 (内閣提出第二三三号)(参議院送付) 機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一九号)

○中川委員長 これより會議を開きます。計量法等の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。

計量法等の一部を改正する法律案

計量法等の一部を改正する法律案

第一条 計量法(昭和二十六年法律第二七七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「及び温度」を「温度及び光度」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 長さの計量単位は、メートルとする。

メートルは、クリプトン八六の原子の単位 $2p_{10}$ と $5d_5$ との間

の遷移に対応する光の真空の下における波長の一、六五〇、七六三・七三倍に等しい長さとし、国際度量衡総会の採決に従い政令で定める方法により現示する。

第三条第四号を次のように改める。

四 温度の計量単位は、ケルビン度とする。

ケルビン度は、水と氷と水蒸気とし平衡温度を二七三・一六ケルビン度とする熱力学の絶対温度目盛によるものとし、政令で定める温度目盛で現示する。

第三条に次の一号を加える。

五 光度の計量単位は、カンデラとする。

カンデラは、白金の凝固点にある黒体の一平方メートルの平らな表面の垂直方向の光度の六〇〇、〇〇〇分の一の光度とする。

前項に規定する白金の凝固点にある黒体と色の異なる光源の光度は、国際度量衡総会の採決に従い政令で定める。

カンデラは、通商産業大臣が保管する標準器で現示する。

に改め、同条第二項を削る。

第五条各号列記以外の部分中「光度」を削り、同条第八号を次のように改める。

八 工率の計量単位は、ワット及びキログラムメートル毎秒とする。

ワットは、一秒につき一ジュールの工率をいう。

キログラムメートル毎秒は、一秒につき一キログラムメートルの工率をいう。

第五条第十五号を次のように改める。

十五 削除

第五条第十九号中「〇度」を「七三・一五ケルビン度」に改める。

第六条第四号を次のように改める。

四 第三条第四号のケルビン度の補助計量単位は、度とする。

度は、ケルビン度を表わす数値から二七三・一五を減じた数値で表わされる目盛による。

第十二条中「メートル原器、キログラム原器、メートル副原器及びキログラム副原器、第五条第十五号及び第十九号」を「キログラム原器及びキログラム副原器、第三条第五号及び第五条第十九号」に改める。

第七十八号を次のように改め

る。

(用途の制限)

第七十八条 特定の物の計量に使用できないと正確に計量することができない計量器であつて政令で定めるものは、政令で定める物の計量に使用する場合でなければ、取引上又は証明上における法定計量単位による計量に使用してはならない。

第七十九号を削り、第八十条中「取引上又は証明上の計量」を「取引上又は証明上における法定計量単位による計量」に改め、同条を第七十九号とし、第八十一条中「又は検位衡」を削り、同条を第八十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(使用方法の制限)

第八十一条 前二条に定めるもののほか、特定の使用方法に従つて使用しないと正確に計量することができない計量器であつて政令で定めるものは、政令で定める使用方法に従つて使用する場合でなければ、取引上又は証明上における法定計量単位による計量に使用してはならない。

第八十二条を次のように改める。

(使用範囲の制限)

第八十二条 一定の範囲内における計量に使用しないと正確に計量することができない計量器で

あつて政令で定めるものは、政令で定める範囲内における計量に使用する場合は、取引上又は証明上における法定計量単位による計量に使用してはならない。

第八十三条に見出しとして「(ま)すの使用制限」を附し、同条第一項中「穀類」の下に「(米、麦及び通商産業省令で定める雑穀をい)う。以下同じ。」を加える。

第九十条第二項中「前条第一項第一号」を「第八十九条第一項第二号」に改める。

第二百六十六条中「第七十六条第一項」の下に「第七十八条、第八十一条、第八十二条」を加える。

第二百二十二条第二項中「第五十条第一項の検査」の下に「又は第五百一条の二第四項の登録」を加える。

第二条 計量法施行法(昭和二十六年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第七号第三号中「〇度」を「二三・一五ケルビン度」に改める。

第九号第三項中「昭和三十六年十二月三十一日までは」を「内燃機関に関する計量その他の政令で定める計量については、当分の間は」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、計量法施行法第九号第三項の改正規定は、昭和三十七年一

月一日から施行する。

2 ケルビン度については、当分の間は、「絶対温度」の呼称を用いることができる。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 工業技術院設置法(昭和二十三年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「メートル原器」を削る。

理由

国際度量衡総会の決議により長さ及び温度の計量単位の国際的な定義が変更されたことにかんがみ、長さ及び温度の計量単位の定義を変更し、計量の安全を確保するため、特定の計量器についてその用途、使用方法等に関し必要な制限を課すことができるとともに、私馬力を昭和三十七年以降当分の間なお特定の計量には用いることができるとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○中川委員長

まず趣旨の説明を聴取することといたします。通商産業大臣権名悦三郎君。

○権名国務大臣 本日ここに御審議を願います計量法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

あらためて申し述べると、計量単位は、学術産業等の基礎になるものでありますので、普遍的なもの

あるとともにでき得る限り正確であることが要求されます。このため、わが国は、明治十八年にメートル条約に加盟して以来、同条約により定められる国際的な計量単位すなわちメートル法によりわが国における計量単位に普遍性と正確さを与えるよう努めて参りました。

しかし、現今の目ざましい科学技術の発達によって従来の計量単位の定義ではその正確さが不十分になり、昨秋パリにおいて開催されました第十一回

の国際度量衡総会でメートル等につきより正確な定義が採択され、新しい国際的な計量単位の定義が確立されました。

次に、メートル法への統一に伴い、来年より使用が禁止されることになっております私馬力につきましては、メートル法実施以降の過去二年間の情勢を考慮いたしますと、技術的な諸問題及び諸外国の情勢から、現在一せいにその廃止を法的に強制するには無理があると思われ、実情を考慮した、妥当な対策を講ずる必要があると考えられます。

また、計量法が制定されましたから約十年を経過いたしましたので、計量行政も大いに充実して参つたのであります。計量器の使用の方法の制限等につきまして改善を要する事項を生ずるに至りました。

御審議のつど詳細に御説明申し上げたいと存じますが、その概略を申し上げますれば、第一は、長さの計量単位であるメートルの定義を、現在のメートル原器による定義から、光の波長による定義に改めることであり、第二は、温度の計量単位は、現在度を基本単位とし、絶対温度、すなわちケルビン度を補助計量単位としていたものの

を、国際度量衡総会の決議及び日本学術会議の意見に基づき、ケルビン度を基本単位とし、度を補助計量単位とするように改めるとともに、氷点と水蒸気点を定點として用いて定義していたものを、より正確な水の三重点(水と氷と水蒸気とが共存している状態の温度)と絶対温度の零度を定點として用いて定義するように改めることであり、これらの定義の変更は、一般的な実用面では何らの変更を加えるものではなく、より正確な定義を採用しようとするものであります。第三は、内燃機関に関する計量等、私馬力の使用を早急にやめることのむずかし

い分野につきましては、昭和三十七年以降も当分の間なお私馬力を使用することができるようにしたこととあります。また、現在、主としてはかりとます

すに於いてその用途、使用方法、使用範囲が規制されていますが、経済、計量技術の発展に伴い、多種の計量器が広く取引証明の分野に使用されるようになり、事態の変転に際して規制が厳

対処し、事態の変転に際して規制が厳しくなるようにするため、計量器の性質上用途、使用方法、使用範囲を限定しなければならぬ計量器について、政令により、必要な規制を行なえるようにしたのが第四の問題でございます。

これらの主要な事項のほかに、若干の規

○中川委員長 次に機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案を議題として審査を進めます。

○加藤(清)委員 この際私は、ただいま上程されております機械工業振興法について、三の質問をいたしたいと存じます。

最初に承りたいことは、通産省関係の提出に伴う法案の名前の第二十五に水資源と云うのがございますが、これは提出される予定でございますか、ございませんか。

○権名国務大臣 水資源開発促進法でございます。企画庁の所管でございます。

○加藤(清)委員 私が聞いておりますのは、この通産省関係の提出法案一覧表の中の二十五に水資源と書いてございます。これは一体何で、いつ出されるかということをお承りしております。それではよろしい、それを関連して承りましょう。

○佐橋政府委員 本法案で含まれます機械の種類と申しますと、本法には政令に譲ることになっており、後日政令でこれを指定することになるわけであり、現行法では二十一業種指定しておりますが、今度の新しく改正されます法律が施行になりますれば、現在指定しておりますのは、三十九業種に拡張する予定であります。

○加藤(清)委員 今度追加されるであろうと予想される機械の銘柄をちよとそこで……

○佐橋政府委員 一応の予定を申し上げます。工作機械、ネジ、軸受、切削工具、切削といし、風水力機械、時計——クロックであります。歯車、粉末冶金、金型、鍛圧機械、バルブ、ダイキャスト、強靱鋼鉄、電気溶接機、自動車部品、精密測定器、試験機、鉄道用車両部品、農業機械、木工機械、油圧機器、化学機械、プラスチック機械、鋁山土木建設機械、事務用機械、運搬機械、鋳造機械、鋳鋼鍛鋼、鍛工品、工業窯炉、熱処理、陸用内燃機関、自動車機械工具、産業車両、分析機器、工業計器、工業用計重機、鉄道信号保安機器、以上三十九業種指定しております。

○加藤(清)委員 それでこの法案の要綱の第一に、特定機械工業の範囲の拡大という一項がございますが、この特定機械とは、一体内容は何かございましょうか。

○佐橋政府委員 現行法で指定をいたしております内容は、基礎機械、基礎部品、輸送用機械の部品の中から特定のものを選んで指定いたしております。今度の場合には、その従来の基礎機械と部品以外のも拡充をいたしました。

て、その中で特に今後自由化あるいは所得倍増に備えて発展をさせなければなりませんものを選択をいたして指定して参ろう、こういうふうな考えておるわけでございます。

○加藤(清)委員 そうしますと、特定機械の内容というものは、今後の政令にまかされる、こういうことでございますか。今後きめられるということでございますか。

○佐橋政府委員 その通りであります。○加藤(清)委員 では承りますが、さきの繊維工業設備臨時措置法の通過の場合に、繊維機械は政府の命によって制限を受けることに相なる。その結果繊維機械工業は一部転向のやむなきに至るであろう。しかし全部これを抹殺するということとは、今後の繊維機械なしいは繊維の発展に伴って、できない。むしろこれを一そう助長しなければならぬという意味のもとに、あの際付帯決議が行なわれまして、繊維機械に対しては生産を制限するかわりに、耐用年数の短縮であるとか、あるいはこの機械の振興のために機械工業振興法の中に加えるとか、いろいろ決議が行なわれているはずでございます。そのおりにたしか、あれは鈴木重工業局長でしたか、至急それを考慮するということ——考慮じゃなく、その趣旨に沿って努力する、こういう旨を述べておられるはずでございます。また時の繊維局長の小室さんも、繊維産業を守るために繊維機械産業を苦しめるということ、ほんとうに済まぬことである。従ってこれに對しては特別な考慮を払いますという約束を再三しておられるはずでございます。その約束はするから、ぜひ一つこ

の繊維工業設備制限法は通してもらいたいということであつた法律は通つたはずでございます。ところが承りますれば、その後この繊維機械は機械工業振興法の範疇にも入らなければ、その恩典にも浴していないようでございます。今度これが改正されるに当たりましては、必ずやその中に入るだろうと期待をしておりましたところ、今、読み上げられた中にその声が聞えておりません。一体その理由はどこにございましょうか。それをまず承りたい。

○佐橋政府委員 繊維機械設備制限法が通過するときに、加藤先生から繊維機械について今申されたような御要望があつたことは、当時の事情を通じておる者から承っておりますが、そのときの繊維局長及び重工業局長の答弁は、おそらく現行の機械工業振興臨時措置法は、先ほど申しましたように基礎機械及び基礎部品、それから輸出の共通部品というのに限って、指定をして参りたいということでありましたので、繊維機械として指定をするということは考えられませんでした。繊維機械の中の準備機械だとか、あるいは部品というふうなものについては考慮をいたすように答弁をいたしたと聞いております。ただそのときには、業界からの資料等が不足でありました関係上、現行の政令には指定をいたしておりました。その後いろいろ要望がありましたが、その後もいろいろ要望がありましたが、御承知のように国産の機械の中でも、最も国際的に競争力のある業種に属するものでありまして、繊維機械を特定機械には指定しなかつたのであります。

○加藤(清)委員 しかば繊維機械の

現在の状況、これは内地企業と輸出とどういふバランスになっておりまつか。

○佐橋政府委員 現在の繊維機械の生産状況、輸出の状況、輸入の状況を概括的に申し上げますと、三十四年度で繊維機械の生産額は四百五十三億、三十五年度は一部推定が入りますが六百七十億にふえて参っております。輸出は三十四年度が百二十三億、三十五年度が百七十億でございます。輸入は三十四年度が三十二億、三十五年度が七十億、こういう状況になっております。

○加藤(清)委員 その繊維機械については、重工業局長は将来輸出機械として適當しておるものであるか、あるいはそうでないのか、輸出を振興させる必要がありとお思ひになりますか、その必要はないとお考えでございますか。

○佐橋政府委員 繊維機械は現在でも機械輸出の中で相当大きなウエートを占めておりますし、今後におきましても後進地域への輸出として相当ウエートを置かなければならない、こういうふうにお考えをいたします。

○加藤(清)委員 先ほどお読みになりました輸出の数字は、あなたの出した通りでございます。私の調査によつても大体その通りです。日本繊維機械の調査あるいは東海繊維機械の調査によつても同じようなトータルが出ております。ところで、その輸出は、なるほどあなたがおっしゃいました通り政府の援助というものはほとんどございませぬ。

(委員長退席、長谷川(四)委員長長代
理着席)

繊維機械は、長年にわたつて世界に進出をいたしました。イギリスのランカシアに至るまでもパテントをとつております。まことにけなげな業界だ、だけれども考えておるわけなんです。しかしながら今日の輸出市場競争におきましては、過去のようない夢だけをむさぼることができない状況に相なつておるのでございます。すなわち、例を今回のエジプトにとりましても、十六万錘のオフアアがございまして、ドイツ等が非常な競争相手国と相なつて、難渋に難渋を重ねて、半年もかかっておつて、まだ結論が出ないというところなんです。どこにネックがあるかといえば、機械技術の問題でもなければ、機械能力の問題でもございませぬ。ただ政府が援助しているかいないかということなんです。しからばドイツやイタリアがどういふ援助をしてくるかといへば、後進国については、いづれの輸出も延べ払い方式、すなわち買方の国に對して、買ひ安いように、買方の希望に沿うような援助措置がとられてはいるわけなんです。それを何もされない日本においては、能力の点において上回るものと、コストの点において、いわゆる安値のものを出すことによつて競争をしてくるわけなんです。もしそれ、あなたがこの要旨にうたつていらつちやする通り所得倍増の計画によつて、やがて機械の輸出は四倍にも五倍にもふやすのだ、こういうことがほんとうだとするならば、何がゆえにこの繊維機械だけをまます扱ひにしていらつちやるのか、このことが私にはわからないのでございます。

しかも特定機械の範疇においても輸出用ということがうたわれているわけなんです。決して国内の需要のみを満たす機械ではございません。その国内需要は政府によって制限をされているわけです。だから政府みずからも将来は輸出に向けるべく努力をすると申し述べているはずでございます。一体その後繊維機械の輸出を振興すべく、いかなる努力をお払いになりましたか、承りたいのです。

○佐藤政府委員 加藤先生の御質問でございますが、決して繊維機械をままた子扱いいたしておるわけではございません。ただいま御質疑の中で繊維機械の輸出につきましましては、現在のところ二〇〇の頭金、五年の延べ払いということを大蔵省と通産省の間で定めております。包括同意といまして通産省限りで処置し得る延べ払いの条件であります。ただいま申しましたように二〇〇の頭金、五年の均等償還という延べ払い条件の範囲内におきましては、現在でも輸出ができておるわけでございますが、ただいま先生の御指摘のように、現在の輸出の状況から申しますと、後進国におきまして、日本の競争相手の国から、日本よりもはるかに有利な延べ払いの条件を提示されておりました。日本の延べ払い条件が現状のままでは、非常に支障を来たしておることは御指摘の通りであります。こういう場合にはケース・バイ・ケースで、たとえば昨年のパキスタンのように五年の延べ払いを緩和いたしました事例もありませんが、非常にそういう緩和措置が手おくれのために、せつかくの輸出商談が不利になるといふような事例がたくさんありますことは、非常に遺憾に

考えております。所得倍増その他で機械関係の輸出が、相当大きなウェートを占めなければならぬ現在におきまして、延べ払いの条件が現状のままというものは、決して言い得ないと思っております。今後とも大蔵省と折衝の上、緩和措置について十分の努力を払いたい、こういうふうにご考えております。

○加藤(清)委員 重工業局長はその道のエキスパートでいらっしゃるはずですから、繊維機械の輸出について非常に難渋している。難渋しただけならよろしいですが、せつかくのいいチャンスを取り逃がしてしまっている。その結果はイタリアやドイツに取られてしまふ。そのあと今度はその部分品に至るまで、いや繊維に至るまで、必然的に連鎖反応で相手方に取られてしまふ、こういうことが逐年増加しているように思われるわけでございます。もうこの点日本の機械工業としては、もうつからだごと飛び出していかうじやないかというので、南米あたりにおいては向こうで会社を増設しようというのとにまで努力を払っているわけでは、またこの会社を増設するときの政府の援助たるや、他の機械工業あたりと比較いたしますと、非常にままた子扱いの相なっておりますわけなんです。まあ時間が一時間という話でございます。その中で、私はその詳細を申し述べることをごさいます。日本の機械工業にして日本の経済発展に最も努力したのは繊維機械だということも差しかえないはずなんです。それが今日は政府の援助の仕方のあやまちから、それだけではとてもやっていかれ

ないというところで、次から次へと転向を余儀なくされている。自動車に転向したものはよろしいとか、スクーターに転向したものは何とかかんとかやっていけるけれども、繊維機械だけとともに取り組んで、ほんとうに日本の繊維機械の輸出のために努力している会社は、斜陽産業だといわれている矢先でございます。これはきのうきょうの問題でございます。すでに先ほど申し上げました繊維工業設備の制限法の場合に再三約束し、これは約束しただけじゃございません、決議の中に入っているわけですが、それが今日なおそのままだに放置されているということ、ままた子扱いでないかあなはおっしゃることもありませんけれども、具体的事実はまだままた子扱いだ。業界もみなそう思っている。これについて一体大臣はどうお考えでございますか。

○椎名国務大臣 今度のこの機械工業振興法の対象となる機械は、機械そのものの技術的な発展を、もう少し高めなければならぬというのでございすから、すでに日本の機械のうちで、国際的に一番優秀と認められておる繊維機械は卒業生です。今さら学校に入る必要はない。これはそういう意味で入らなはい。ただ繊維機械の輸出につきましましては、これは重工業局長から申し上げたように、これはそごい大いに海外に発展させなければならぬ、こういうわけでございます。そのために延べ払いの条件も設けてあるのでありますけれども、各国の輸出政策というものが、なかなか抜け目なく相当やっておりますのでございまして、これに対抗していかんければならぬ。でございすから今後この延べ払い条件の緩和等につきま

して、関係各省とも折衝いたしまして十分に世界的地歩を維持し、あるいは今後向上するように努めたいと考えます。

○加藤(清)委員 大臣のお言葉とも受け取れません。なるほど綿や毛の紡織は、ある程度卒業の段階にもきたでございまして。しかし今日の繊維は、もはや材料が綿や毛じゃございせん。石炭が着物になったり石が着物になる時代なんです。これを繰る場合には、昔通りの機械では間に合わないわけなんです。そこで繊維機械に携わるものは皆々として研究を怠っていないわけなんです。つまり新しい材料に相マツチした機械を作らねばならぬ、鋭意努力しているわけじゃございせん。まして卒業しているわけじゃございせん。むしろ新しく化学繊維の部門に入学したといわざるを得ない。そういう矢先に入学資金も出さないうま親御があつてよろしいものでございませうか。

○加藤(清)委員 では、十分にお世話するとおっしゃった言葉を顔面通り受け取りましてお尋ねいたしますが、今後インド、パキスタン、あるいはエジプト、あるいは南米等々からオフアアがありまして場合に、政府は一体どのような態度をとって来ますか。さしたたりエジプトに例をとってお答え願いたしたいと思います。

○椎名国務大臣 具体的な問題については、局長からお答えいたします。

○佐藤政府委員 非常に広い範囲で、現在オフアアのあるものもあり、ないものもあり、今後オフアアのありました場合に、いわゆる競争国との条件に比して、日本の延べ払いの条件が不利のために、そのオフアアが成立しないというような場合ができるだけないように、大蔵省と折衝の上、緩和をして参りたい、こう考えております。

○加藤(清)委員 では、他の競争輸出国と比較して劣らないところの世話をなされる、こういうことでございすか。

○佐藤政府委員 できるだけそういうふうにご考えて参りたいと思つております。

○加藤(清)委員 その言葉を忘れられないように、すぐに実行に移してもらいたいことがございす。いずれこれは本委員会でも一時間の関係がございすから申上げませんが、これはもう絶対間違いなく、男一匹、佐藤重工業局長の命にかけて、間違いのないようにはお願いいたします。

○田中(武)委員 ただいまの加藤委員の質問に関連いたしまして、業種の指定に関して御質問いたしたいと思つております。

先ほど、加藤委員からの質問に対す

る局長の答えを聞いておきますと、現
在と、この改正案が通って指定せられ
は、たとえバネとか、軸受けとか
といったように、具体的なのどうか、詳
細な指定の仕方をおぼる。ところが
今度追加になる分は、工業機械とか木
工機械とかといった、ばく然と言った
らどうかと思いますが、今までのネジ
とか部品とかというきめ方に対して、
何々機械というような、大ざっぱな指
定の仕方をおぼる。大ざっぱな指
定ですが、その間に何らかの違いがあ
りますか。なぜそのような大まかなき
め方をされるようになったのか、お伺
いたします。

○佐藤政府委員 現行の機械工業振興
臨時措置法につきましては、五年前に制
定された法律で、共通部品及び基
礎機械を拡充するといいますが、合理
化を急速に推し進めるところに
ねらいがあったわけでもございますが、
今度の臨時措置法の一部改正法律案に
つきましては、所得倍増及び貿易の自
由化に備えまして、そういう共通の
部品あるいは基礎機械のほかに、さら
に国際競争力の弱いものに対する合理
化、あるいは輸出の潜在力を持つてお
るものを伸ばすというような点をあわ
せ考えまして、共通部品及び基礎機械
のほかに、その他の産業機械を追加し
たわけでありませう。

○田中(武)委員 その産業機械を追加
したものは、今までは部品というよう
な、個々のものを指定しておられた
が、今度は総合的な指定になって
わけです。それが、今言われました自
由化、あるいは輸出に対して潜在力
を持つもの、こういうところから、具
体的なきめ方でなく、大きく総合的に、
何々機械というきめ方をしていく、こ
ういうことですか。

○佐藤政府委員 その通りであります。
○田中(武)委員 そういたしますと、
現在の指定の二十一、そこにミシン部
品というものがあります。それで今度
の指定の予定になっているものもミシン
部品となっておりまして、今のような考
え方からいくなれば、これも家庭用ミ
シンとか工業用ミシンとかいうような
きめ方をすべきじゃないか、こう思
うわけですか。御承知と思いますが、生
産の五割程度しか輸出がなされてい
ないわけですか。輸入の方が多いわ
けです。

シシン全体を見た場合には、家庭用の
ミシンは輸出として相当重要な軽機
械になっていて、ところが工業用ミシ
ン、むしろ輸入が多いということ。
しかしながら家庭用ミシンを考えた場
合に、今おっしゃられました、いわゆる
輸出の潜在力を持つ分野ということ
で、これは大きく考えなければならぬ
と思うのです。そういうような点に
ついて、さらに検討なさる用意があ
りますか、いかがですか。

○佐藤政府委員 田中先生の御質問で
ありますが、ミシン部品は、現在の業
種指定には入っておりませんが、今度の
あれには、ミシン部品は卒業とみな
まして、削除したつもりでありませ
う。工業用ミシンにつきましては、先
生の御指摘の通り、現在家庭用ミシ
ンほどの強さはないわけでもござい
ます。現在輸出と輸入は、ほぼ見合っ
ているような状況でありまして、家庭
用ミシンの輸入がないのに比べれば、
工業用ミシンは、現在でも大体五億円程

度の輸入をいたしております。工業用
ミシンにつきましては、そういう意味
で、輸入の防遏とさらに輸出の促進と
いう点について配慮をいたさなければ
ならないかと考えておりますが、現在
までのところ、いろいろ資料の不整備
もありまして、今回の三十九業種の指
定品目には入っておりません。

○田中(武)委員 先ほどちょっと表を
見るのに、削除となつているところを
見直したのです。今度抜かれておると
するならば、なお工業用ミシンとい
うものは再考していただく必要があ
る、このように思っていますので、重
ねて要望いたします。

○長谷川(四)委員長代理 局長に、私
から一言お願いしておきます。今加藤
君、田中君の御質疑の中にあつたよ
うに、繊維機械、工業用ミシン、これ
らは、われわれの見目では必要であ
ると断定しているわけですが、ござい
ますから、あなたの先ほどのお答えの
中に、特に大蔵省と今後折衝をして、
それらの考慮をしようというお答えの
うでございまして、十分今後大蔵省と
折衝して、そしてそれが実現できるよ
う努力していただきたい、こういうこ
とを私からお願ひ申し上げておきま
す。

○加藤(清)委員 私、委員長にお願ひ
いたしますが、この際工業立地の問題で、
水のことについてちょっとお尋ねした
いと思つたので……。

○長谷川(四)委員長代理 きょうや
りですか。

○加藤(清)委員 簡単に聞きますか
ら、愛知用水関係の担当官を至急呼ん
でいただきたい。
それから、この所得倍増の計画書に
よりますれば、大企業の設備改善に
伴つて、その下請の中小企業の体質改
善が要望されているようでございま
す。もちろんこのことは、政府のさせ
スチヨンなくしても、子企業は親企
業の命を受けて、鋭意その本質改善、設
備の近代化の努力を続けている実態で
ございまして、ところが残念なことに、
中小企業が特に新しい工作機械あたり
をメーカーに注文いたしますと、今日
の段階では、それが届くまでに三年く
らいを要するわけでございまして。や
むなく小企業は親企業に頼んで、親企
業の手を通して買わざるを得ないとい
う状況が続いておつて、はたして政府
の言うところの所得倍増計画、大企
業、中小企業等の体質改善が計画通り
行なわれるものでございませうか。

○佐藤政府委員 御指摘の工作機械に
つきましては、工作機械と申します業
種は基礎機械でございまして、景気、
不景気の変動の影響を非常に敏感に受
ける業種であります。従来、普通の産
業でありますと、たとえば何割操短と
いうようなことでケリのつきます問題
が、工作機械業界については、それが
非常にフル稼働するときと、それか
らほとんど仕事がなくなるというよう
な時期を何回も繰り返して参りました
関係上、工作機械業界が設備の拡充に
踏み切るのに、非常に逡巡してお
たのであります。ところが最近、こ
ういふふうな高原景気が続いて参りま
して、日本の所得倍増計画等も示されま
して、今後の機械設備の需要が非常に
多くなるという見通しのもとに、一昨
年あたりから工作機械メーカーは果敢
な設備の拡充に踏み切りまして、現在

受注残というものは逐月減少をいたし
て参っております。一昨年の十月ぐら
いの調で参りますと、一年半程度の
受注残を持つておつたのであります
が、ことしの三月末の推定では、十
月以下に下がって参つてきていて、こ
ういふふうな工作機械の業界が設備
の拡充に踏み切りました関係上、発注を
いたしまして納期までの期間は今後著
しく短縮されてくる、こういうふう
に考えますと同時に、御承知のよう
に、アメリカの輸銀の借款によりまし
て、工作機械の輸入を大幅に認めて
参つて、今先生の御指摘の点について
の問題を早急に解消したい、こ
ういふふうな考えているわけございま
す。

○加藤(清)委員 これはあなたの方
の計画が遂行されるかされないかとい
うポイントでございまして、せつか
くの御努力をいただきたいと存じま
すが、それにつけて、ここにいろいろ
な不祥事件が出来てきておるのでござ
いまして。すなわち、親企業が注文を
発しますと一年程度で機械が入手
できる。しかし、小企業が同じ会社に
同じ機械を注文いたしますと三年もか
かるといふ。親企業はこれに対して資
金の裏づけをするかという、そうでは
ない。ここで中小企業は、いつもらえ
るかわからないような機械のために、
ずっと以前から資金の準備をしなけれ
ばならない。さなきだに、納品の代金
は手形決済で、これが依然として百
日手形や、あるいは台風手形がお行
なわれているところもございまして。
ついに中小企業が金融的にも設備的にも困
りますと、それに乗り込んで、親企業

がこの下請企業を、企業的のみならず、資本的にも独占しようとする傾向が、所々に散見されるように相なっており、参りました。一体これについて大臣はどのように調査し、どのように考えていらっしゃるのか、まず、その親企業が買えば一年くらいで買えるが、小企業が買おうと三年もかかる、この理由から一つ承りたい。

●権名國務大臣 御指摘のような事情はおそらくあり得ることだと思っております。それで賦払いの保証制度を今度設けまして、中小企業が所要の機械を買おうとする場合に手に入りやすくする、こういうふうな考えを以て、法案を提案いたしました。御審議を願っております。

●加藤(清)委員 金融措置だけではこれはどうにもならない問題です。しかし、また、あなたのおっしゃる金融措置も、必ずしも完備されているとは言えないのでございます。今日は金融問題を論議する時間ではございませんので、なんでも、頼んでから半年もたないといふ、現金の顔を見ることができないという状態なんです。こういうところへつけ込んで親企業が、小企業を仕事の上で独占するのみならず、資本の上において、重役陣の上において独占しようとしている傾向が、一そう激しくなってきたように思います。何だつたら具体的に例をあげましょうか、これについて大臣はどうお考えでございませうか。

●権名國務大臣 結局中小企業の下請企業の経済力を強めるといふのが、やはり根本的の問題だと思っております。でありますから、それにはどうす

ればよいか。やはり金融力をつける。それから、たゞいま申し上げた機械の賦払い保証制度、こういったようなものを設けまして、作る方も品種を少なくして多量生産をやる。そしてコストを引き下げる。買う方にとっても買やすくなる。中小企業に對して月賦払いかなにかやる場合に、いよいよその代金が滞るといふような場合には保証制度がございませうから、その保証制度をたよりにして売りやすくする、注文に応じてやすくする。でありますから、わざわざ親企業の手を通じて買うということのないようになるわけでございませう。そういうふうなことで中小企業の経済力、総合的に申しますれば経済力の強化ということに重点を置いて考えていく以外には私はないと思っております。個々の場合についてそういうことがございませうならば、それはまた支払い遅延防止法、そういったようなもので相当監督もできる、こういうわけでありませう。

●加藤(清)委員 私のお尋ねしておりますのは、金融支払い上の問題だけではないです。設備を余儀なく拡大しなればならない中小企業、しかるにこれは経済的にあなたのおっしゃる通り基盤が弱いので、弱いところへつけ込んで、親企業が資本の世話をするならばまだしも、その世話はずいぶん無理やりになり込むか、あるいは重役陣を無理やり送り込むか、それを聞かなければならぬ。注目を強さないとか、あるいはまた、うちの工場とのみ取引をしておればよろしいが、他の工場に色目を使うならば、一ぺんに君の工場はもう取引を停止させるぞよ、言われればデパートの止柄と同じような

問題が起きていられるのでございませう。これについてどうお考えであるかとお尋ねしているののでございませう。

●佐藤政府委員 機械工業は御承知の通り、大部分がアッセンブル企業でございまして、下請企業との総合的な均衡の発展が第一でございまして、部品期し得られるわけでありまして、部品その他がそれぞれ力を持って発展するということが、非常に望ましいわけでありませう。先生の御指摘のように、あるいは部品業界の中には、逆に親企業から押しつけられるものもあるでせうから、あるいは親企業から重役その他を迎え入れることによって、いわゆる注文の安定化をはかるといったようなケースも多々あるかと思つて、私の方で考えておられますのは、部品をできるだけ単純化して、たとえば自動車なら自動車で申し上げますれば、トヨタにも日産にも通ずる部品ということにできるだけ規格その他を単純化するということによって、一つの企業に支配をされるということがなくて、むしろ部品自身が大きく発展していくことになるのではないかと。ところで、本法案では支持カルテルその他の項も考え、あるいは部品業界同士で合併なりあるいは共同行為を実施することによって、大企業に對抗する方策を考へるとか、あるいは先ほど大臣が説明をいたしましたように、機械の賦払いの保証制度を設けまして、従来、中古の機械を手に入れたりとかあるいは大企業、親企業からあつせんせりしてもらえなければ買えなかつたというふうなもの、これは一にかかつて部品あるいは下請企業の信

用力の問題だと思つて、その点を賦払い制度によりまして、国が補充をいたしまして、十分新鋭の機械が賦払いで手に入るというふうな方法も考へまして、できるだけ部品の下請企業に健全な発展に資したい、こういうふうな考えでございませう。

●加藤(清)委員 重工業局長のおつた通り、私もそうありたいと思つております。また本法案においてはその部分品の規格をなるべく統一して、いずれの親工場に對しても振り向けるようにする、そういう趣旨がここにうたわれておられます。ところが、それは私も大賛成です。ところが大賛成ではあるけれども、現在の状況からながめてみますると、その逆を

行つておるが、そういう場合の個々のケースはどうなるかと聞いて、つかり私が子企業である、佐橋工場にも長谷川工場にも納めたいと思つておる、また納められ得る、ところが私が長谷川工場に納めようとする、佐橋工場は、さうなことをするならばおれは取引をやめませう、こういう強迫、そういうことをやらせなさい、つまりよそへ色目を使わせなさい、あなたの方からその監督の重役を押しつけてくる、経営を自由にさせないために、株を三分の一以上よこせ、こう言うてくる。つまり通過前このこの法律とは、まるで逆な現象があらに、しかもこちらにも起きておる。この法案が通つた場合に、そういう個々のケースはどうなるかと聞いておる。

えませんが、そういうことがなくなるようには、そういふ以外には手がありません。その場合には結局下請の中小企業の信用力なり実力をつけることによって親企業に振り回されぬように、親企業の支配下を脱するといひますか、そういうふうな下請企業に對して、独自の政府の応援なりあるいは金融機関からの応援によって力をつけていく以外には手はない、こういうふうな考えでございませう。

●加藤(清)委員 その際に商法の違反、独禁法の違反の疑いが十分にあり得るケースが、個々に具体的に出て参りましたならば、あなたはどうなさいますか。

●佐藤政府委員 現行の法規に抵触するような事態が出現すれば、これは役所として十分に指導して、そういう事態のないようになりたい、こう考えておられます。

●加藤(清)委員 わかりました。この問題は私もこの法案の趣旨、精神には満腔の敬意を表わしております。この法案がほんとうにこの法案の趣旨、精神通り実行されることを祈念してやまぬものでございませう。にもかかわりませぬ、具体的事実というものは違つたケースが具体的に出来た場合には、可及的すみやかにそのような間違った行為をあえてする親企業に對しては、政府としてはぜひ断固たる処置をとることを要望いたしておきます。次に、大臣が来るまでの時間、埋めくざらひとつお尋ねします。

●権名國務大臣 機械工業にかかわらず産業の発展の基礎は、今日では土地と水と機械でありませう。と同時に人でございませうが、

機械工業にかかわらず産業の発展の基礎は、今日では土地と水と機械でありませう。と同時に人でございませうが、

機械工業にかかわらず産業の発展の基礎は、今日では土地と水と機械でありませう。と同時に人でございませうが、

この人の問題は別な省で扱うとしまして、その機械がどれほど整っても、水の問題がこの機械の動きをセーブするポイントを握っていると思いますが、この水の問題については重工業局長としては、どのようにお考えでございますか。

○佐橋政府委員 ただいまの加藤先生の御質問は私の所管外でありまして、機械工業につきましては、御承知のように比較的水の問題というものはございませぬので、機械工業自身の発展のために、水というのは決定的な要素ではないわけでありまして、先生の御質疑はおそらく所得倍増のための一切の産業が伸びていく要素として機械、土地、水ということを言われたので、全く同感であります。その全般問題についての水の関係と申しますのは、私の所管外でありますので、重要であるということをご認識しておられること以外には、御答弁申し上げかねます。

○加藤(清)委員 それでは具体的にお尋ねいたしますが、ただいま名古屋港の臨海工業地帯の増設の問題が、もう数年前から持ち上がっておるのでございませぬ。ただ一番ネックは水があるかないかという問題でございませぬ。水がないがゆえに埋立てをもあえて延ばさなければならぬ、工場の建設も延ばさなければならぬ、こういう段階に相なっておられることは重工業局長よく御存じの事ではないかと存じます。差しあたりこの六月から通水されるということでありまして、愛知用水の水、これは一体通産省としてはいかようにお考えでございますか。

○長谷川(四)委員長代理 速記をとめて下さい。
〔速記中止〕
○長谷川(四)委員長代理 速記を始めして下さい。松平忠久君。
○松平委員 この法案に関係しまして、いわゆる鑄物が今度適用されるわけでありまして、その鑄物の中の高級鑄物のような書きぶりをしておられるわけですが、そこでこのダイキャストは前からあるんですから、新たに熱処理として高級鑄物というものは、いわゆるシェルモールド法のことを言っておられるんですか。

○佐橋政府委員 御質疑の点ちょっとわかりかねますが、熱処理を今度追加をいたしておられます。これは何と申しますか、従来本法は、全部機械の製造をやっておりますのを、今度の場合、加工業も入れるという意味で、焼き入れ、焼き戻し、表面処理といったようないわゆる熱処理という業態が独立してありますので、そこを対象としております。

○松平委員 そういふことだけれども、それは普通の鑄物ではなくて、特に高級用の鑄物というようにわれわれは了解している。そうするならばシェルモールド法以外にはないと思うのだけれども、シェルモールド法というものが今度適用になるのですか。
○佐橋政府委員 従来指定しておりますのは、強靱鑄鉄という非常に限定されたものを指定しておりますが、鉄鉄鑄物というところで、これは先生のおっしゃいますシェルモールド法以外の鉄鉄鑄物全般についての合理化振興を考えていきたい、こう考えております。

○松平委員 そこでお伺いしたいのは、シェルモールドもやるし、シェルモールド以外もやるのだ。日本の鑄物は世界各国からいいまして一番劣っているんです。これはスタンダードを上げるということが、すべての基礎条件になるんじゃないかと思うが、依然としてもうろうとした煙の中で火を見てやっていると、日本の鑄物なをしてやっていると、日本の鑄物なものを仕上げていくというふうにはなれば、日本の産業というものはうまいかぬわけですか。ところがこのシェルモールドについては例の特許権があるわけですか。このドイツの特許権を日本が侵害しているといつて問題になつた。このシェルモールド法の特許権の問題は、その後どういふふうな片づいておりますか。

○佐橋政府委員 御指摘の点であります。鑄物は御承知のように日本の機械工業の中で一つのネックでありまして、これは刀かじと同じように父子相伝みたいな形で、きわめて科学的な管理において劣っております。そこでどういふことでなくて近代的な科学的な方法で処理するために総合鑄物センターを作りまして、ここでいわゆる科学的な方法、いろいろの点についての検討もさせて、業界の啓蒙をはかって参っております。

二番目のシェルモールドにつきましてはシェルモールド協会を作りまして、そこで一括ドイツのライセンスを受けまして、あとそれを使用する業者にはサブ・ライセンスを随時与えるという形で、この問題は解決ははかっております。

○長谷川(四)委員長代理 他に御質疑はございませんか。——他に御質疑がないようでございますから、本案に対する質疑を終局するに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○長谷川(四)委員長代理 御異議なしと認めます。
○長谷川(四)委員長代理 引き続き本案を討論に付するわけでありまして、討論の通告がありませんので、これを行なわず、直ちに本案を採決いたしましたと存じます。御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○長谷川(四)委員長代理 御異議なしと認め、本案を採決いたします。
〔賛成者起立〕
○長谷川(四)委員長代理 起立総員。よって、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

この際、ただいま議決をいたしました本案に対し、自由民主党、日本社会党、民主社会党三党共同提案の附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。
田中武夫君より趣旨の弁明を求めます。田中武夫君。

○田中(武)委員 ただいま可決になりました機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、自由民主党、日本社会党、民主社会党の三党共同提案の附帯決議を皆さん方に御提出いたして説明いたしたいと思っております。まずその案文を読み上げたいと思っております。

機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案に対する

附帯決議(案)
機械工業は国民経済の高度成長を担う極めて重要な産業であり、かつ、貿易自由化の進展に伴い最も大きな影響を受ける産業であることにかんがみ、この際、政府は機械工業の国際競争力を急速に培養するため次の諸方策を強力に推進すべきである。
一、機械工業の設備の合理化及び近代化を促進するため、財政資金その他による所要設備資金の確保並びに政策金利の引き下げ等金利負担の軽減を図ること
二、業種の指定、資金の確保その他本法の運用に当っては中小企業の体質改善と育成強化を重点的に図ること
三、機械工業の技術水準の向上を図るため、特許に関する審査の迅速化、特許権の濫用防止等について所要の措置を講ずること
以上でございます。

委員各位の御了解を得まして、若干その提案の理由を申し上げたいと思っておりますが、すでに本法審議にあたりまして、その質疑応答によって明らかにしたようにございませぬので、きわめて簡単に申し上げます。まず、所要設備の金利につきましても、現在までは六分五厘でありました。当然政策金利の引き下げ等の方向から考えまして、金利は引き下げられるものと考えておりましたところ、先日の委員会において重工業局長より明らかにせられたように、むしろ一分上がらなつて七分五厘、こういうことになっております。

本法の施行にあつ

七

ては、この点を十分考えていただいて、少くとも今までもよりも金利を上げないという方向でもっていききたい、そのようにしていただきたいと思うわけでございます。

それから業種の指定につきまして、先ほど米加藤委員あるいは私が申し上げましたように、工業用のマシンあるいは繊維機械、こういうものをも十分考えてもらうことを提案いたしました。同時にこの指定にあたりましては十分の一つ考えていただく、こういうことを申し上げておきたいと思つてます。

それから中小企業の体質改善でございますが、所得倍増計画と関連をいたしました。いわゆる大企業と中小企業との所得の格差、これをなくするためにも中小企業の体質改善とその合理化が必要であります。従つて本法の運営にあつてそのような方向を十分考えていっていただくと同時に、その合理化、体質改善にあつて、そのしわ寄せが労働者に及ばないような点についても十分考えてもらいたいと思つてます。さらに特許につきましては、これまたいろいろな機会に問題になつておりますように、今日特許の申請をいたしましたから登録に至るまでの期間があまりにも長過ぎる。あるいは権利をもちつたものが、その権利の上に眠つてゐる、こういうような事態がありますので、こういうような点についても十分に考えてもらつて。

このようなことを申し上げまして、本附帯決議案の趣旨説明を終わりたいと思つてます。どうぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)
○長谷川(四)委員長代理 以上で趣旨

の説明は終わりました。

本動議については別に発言の申し出もありません。本動議を採決いたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○長谷川(四)委員長代理 起立総員。

よつて、本動議は可決されました。

この際、通産大臣に御発言があればこれを許します。椎名通産大臣。

○椎名國務大臣 たいま御決議になりました附帯決議の趣旨につきまして、この趣旨を尊重し、その趣旨に沿つて善処したいと思つてます。

○長谷川(四)委員長代理 お諮りいたします。たいま議決をいたしました。本案に対する委員会の報告書の作成等に関しましては、委員長に御一任願いたいと思つて存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○長谷川(四)委員長代理 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日は、この程度にとどめ、次会は明二十九日水曜日午前十時より開会することになりました。本日はこれにて散会いたします。
午後零時十三分散会

〔参照〕

機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一九号)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕